

子どもを産み 育てやすいまちに

蒲郡市
独自制度！

特定不妊治療への支度金と

治療費の一部助成を始めます

特定不妊治療を新たに始める方への支度金の支給、及び特定不妊治療に要する費用の一部を助成します。

事業費：20,650 千円 (財源内訳：一般財源 20,650 千円)

令和4年4月より、不妊治療費が医療保険適用となり経済的負担は軽減されました。一方で、愛知県の特定不妊治療費助成制度は終了し、また医療保険で認められる治療には回数や年齢制限があり、先進医療として保険適用外に位置づけられている治療もあることから全ての人の負担軽減にならない現状もあります。

本市では、子どもを望むすべてのご夫婦に対して、安心して特定不妊治療が受けやすいよう保険診療の有無、年齢、助成期間、回数に制限を設けず治療費の一部を助成し、さらに特定不妊治療を望む方への支度金を支給します。

1 特定不妊治療支度金

対象者：初めて蒲郡市で特定不妊治療の申請をする方

支給額：2万円（同夫婦に対して生涯1回のみ）

支給方法：1回目の治療終了後の助成金の支払い時

2 特定不妊治療費の一部助成

対象とする治療：令和4年4月1日以降に開始した治療

体外受精、顕微授精、先進医療等を含む特定不妊治療
(保険診療適用の有無を問わない)

助成額：保険診療内 1回の治療につき自己負担額の1/2で上限10万円

保険診療外 1回の治療につき上限30万円

申請期間：1回の治療が終了するごとに申請

治療終了日の属する年度内（3月末日）まで

その他：所得、年齢、助成期間、回数に制限はありません

※対象者（1，2共通）①から③のすべての満たす方

①婚姻の届出をしている、または事実婚の夫婦であること

②不妊治療が必要であると診断され、その治療を受けたもの

③夫婦のいずれかまたは両方が市内に住所を有するもの



問い合わせ先

健康福祉部健康推進課 母子保健担当

電話：0533-67-1151 メール：hoken@city.gamagori.lg.jp